Ⅶ 実習における計画について

明日の保育を考え指導計画を作成することは、子どもの生活を見通して保育をデザインすることである。保育士にとって大切なことは、保育の有り様について多様な観点から探究し続けることであり、それは実践（記録）に基づきそれまでの指導計画を見直し、次の指導に真摯に生かそうとする日々の積み重ねの中で営まれる。

言うまでもなく指導計画の作成は保育士の専門性を裏づける重要な力量のひとつである。したがって保育士養成教育においては、「保育課程論（保育の計画と評価）」「保育内容総論」などの各種教科目と保育実習指導との連動により、その素地をしっかりと培っておく必要がある。

特に保育実習指導においては、指導計画に関する基本と実際の立案について実践を通して理解を深めることが目標となる。ここではそのことを念頭に指導計画案作成に関する指導の有り様について、事前指導における内容を中心に明示することとする。

１．保育における計画の基本

（１）全体的な計画（カリキュラム等）・指導計画

まずは全体的な計画と指導計画の基本を確認し保育の計画についての構造的理解を図る。

全体的な計画（カリキュラム等）とはなにか、指導計画とはなにか、そしてそれらはなにゆえ計画化（言語化・明示化）される必要があるのかということについて、教科目「保育課程論（保育の計画と評価）」における指導内容との連動性を考慮しながら、あらためてしっかりと基本を指導することが求められる。その上で長期・短期の各種指導計画の実際について事例を交えながら解説的に指導する。

（２）保育の過程と指導計画

１）保育の過程（プロセス）とは

保育では子どもの実態に即してデザインされた指導計画を基にした柔軟な実践が求められる。そしてその実践を省察・評価し、改善を図り続ける必要がある。ここではその一連としての「保育の過程」の意義と実際を学生が理解できるよう指導を行う。

日々展開されていく保育の営みがつながりをもちながら、積み重ねられていく重要性について理解することに主眼を置き、具体的な実践例を複数挙げながら指導する。その上で

全体的な計画の編成→指導計画の作成→保育実践→保育記録→省察・評価→再計画化

という循環するプロセス全体について構造的な理解を図るよう指導する。

２）保育の省察・評価

ここでは、指導計画に基づき実践した自らの保育を振り返ることの意義と実際を理解できるように指導を行う。

指導計画と記録を通して、保育を評価し見直す取り組みについて具体的な実例を挙げながら指導する。さらに事後指導においては実習で作成した指導計画を通して自身の保育の振り返りを行い、体験として

の学びを深めるよう指導を行う。

（３）指導計画作成における基本

ここでは、実際の指導計画案（指導案）作成に入る前に、まずは指導計画作成の基本的な内容項目や手順・流れについて段階的な理解ができるよう指導を行う。

以下の項目は一般的な指導計画に用いられる内容項目であり、実際の指導計画ではすべて関連性を帯びている。ここでは順を追いながらそれぞれの内容と構成要素を押さえるとともに、各項目のつながりについて実例を挙げながら指導する。

・（前日までの）子どもの実態（姿）
・ねらい
・内容（主な活動）
・環境構成
・予想される子どもの姿（活動）
・保育者の援助・配慮（留意）点

２．実習における指導計画案（指導案）の作成

（１）実習生にとっての指導計画案の意義

ここでは、まず保育における計画に関する基本的理解をふまえ、実習において指導計画案を作成することの意味を学生に確認できるよう指導する。実習生が指導計画案を作成することには以下のような意味があり、立案→実践→省察・評価の積み重ねが保育の構想力・実践力の向上につながるものであることを理解できるようにしたい。

◇保育構想の具体化・シミュレーション

指導計画案を作成する過程で子どもの姿や活動の展開を具体的かつ多様に予想することができる。そして子どもの姿に応じた関わりや環境構成について詳細に考えた上で実際に準備を行う。

◇実習指導担当者からの事前指導

作成された指導計画案を通して保育者に必要な子ども理解や環境構成の視点、また保育者の関わり・配慮点についての具体的な指導を事前に受けることが可能となる。配慮不足や見当違いな部分を再考し準備に繋げることができる。

◇記録としての活用

実践後の省察・評価に活用する。指導計画案を用いて子ども理解や環境構成の仕方、子どもの姿に応じた柔軟な関わり・活動内容や展開等、実際行った実習内容と照らして、一つ一つ具体的に振り返って考えることができる。実践を丁寧に省察し、次の実習へと繋げるために、指導計画案を活かすことが重要である。

（２）実習における指導計画案の書き方の実際

１）指導計画案の例

上述のような指導計画の立案に関する基礎的理解をふまえ、実習における指導計画案の書き方を多様な実例を提示し、ポイントを解説しながら指導を行う。

実際の指導計画は各園によって様々に工夫されているものであることをふまえながら、事前指導においてはおおよそ標準的な形式を用いて指導を行うこととする。

実習生が作成する指導計画案には、いわゆる「部分実習」と「責任（全日）実習」に関するものがある。それぞれについての指導のポイントを併せて示す。

◇部分実習指導計画案の例

部分実習は、実習生が担当させてもらう時間や活動内容によっていくつかの種類がある。代表的なものを以下に挙げる。

＜一斉保育形態での部分実習指導計画案＞

実習初期はたいてい実習生がクラス全員で同じ時間に一緒になにかするという、いわゆる一斉保育形態での部分実習が多い。絵本の読み聞かせや手遊びなどの短時間でできる簡単な内容から、鬼遊びやゲーム、製作、さらにその製作物で遊ぶ活動など、時間が長く展開について多様な細かい配慮を必要とするような部分実習へと進むのが一般的であろう。

このような一斉保育形態での指導計画案は、一つの活動について「導入→展開→まとめ」という展開を意識したものとなる。ここでの指導のポイントは以下の点である。

・実習生の選択した活動が、子どもの実態（姿）から引き出されたねらいと関連しているか
・内容と活動展開が関連付いているか
・活動展開において、予想される子どもの姿、保育者の援助・配慮（留意）点を結びつけて計画しているか
・活動展開は、子どもが興味関心・意欲をもち主体性を発揮できるものとなっているか
・事前に必要な準備や、環境構成の視点をもてているか

＜一日の流れの一部を担当する部分実習指導計画案＞

部分実習の中には、自由に遊ぶ時間や昼食の時間だけ、または登園から午睡までの時間といった生活の一部を実習生が担当させてもらうものもある。こうした場合の指導計画案は前述の一斉保育形態での内容に加えて、子どもの生活の流れを考慮したものでなければならない。指導においては学生に以下の視点をもたせることが必要であろう。

・部分実習時間内のそれぞれの活動内容についての、ねらい・内容（主な活動）と展開、環境構成、保育者の援助・配慮（留意）点
・それぞれの前後の活動との連続性や、子どもの生活の流れ

◇責任（全日）実習指導計画案の例

責任（全日）実習は、実習生が一日全体の保育を担当させてもらうものである。この場合の指導計画

案は、部分実習で学んだことを生かして一日の園生活を構想するものとなる。そのため部分実習指導計画案での必要な視点に加えて、さらに以下の点について指導することが必要である。

・子どもの生活全体を視野に入れ、普段の園生活にならった流れをデザインすることはもちろん、家庭生活・地域での生活を含めた、日々の連続性まで考慮すること
・一日の生活全体を意識しながらも、活動を進めることに重点を置くことなく、一つ一つの活動について丁寧に配慮すること

２）指導計画案作成演習

指導計画の作成に関するそれまでの指導をふまえ、個別及びグループにより部分実習と責任（全日）実習の指導計画案作成演習を行う。

指導計画は子ども理解を起点に保育を構想するものである。しかし事前の演習においてはあくまで一般的な子どもの姿を想定した計画の立案となる。

実際に子どもの多様で個性的な姿に出会い、目の前の子どもの理解に立脚した指導計画案を作成し実践するところに実習の大きな意義がある。さらに実習においては子どもと共につくり出した実践の詳細を省察し、改善して次の計画に繋げるという保育の循環性の全体を体験することができる。

事前指導では、学生にその意義を伝え、指導計画案作成において子どもの実態に即した保育を構想することの重要性を強調しておきたい。

また指導計画は、その園に合わせた形式や書き方が考えられているところが多い。実習の場合はあくまでも園の方針にしたがって書くことを学生に伝えておく。そしてどの程度細かいところまで書くかということ等の内容についても園によって様々である。指導計画案は本来実践をする者とその指導計画案を見る指導者がわかりやすく使いやすいことが大切なので、必要に応じて詳細さを決めていけばよいものであるが、上述のように実習生はできるだけ細かいところまで書くことで実践の具体的イメージが確かなものになるのでまずは詳細に書くよう指導する。

○指導計画案のひな形（案）

指　導　案

実習生氏名：

平成　　年　　月　　日	組（　　歳児）男児　　名、女児　　名、計　　名
＜子どもの姿＞	＜ねらい＞
	＜主な活動＞

時 間	環境構成	予想される子どもの活動	保育者の援助・留意点

＜反 省＞

３．個別（自立）支援計画の理解について

まず個別（自立）支援計画とは、これまで保育所実習で作成してきた保育計画（指導計画案）とは別なものであることを説明する必要がある。保育所で作成している保育計画（指導計画案）は、生活の流れや、主な活動に対する計画を立案しているのに対して個別（自立）支援計画は子ども一人ひとりに対する支援の計画を立てるものである。すなわち施設での生活は集団生活でありながらも、入所児童らは個別の課題に対する個別支援が日々生活の中で行われていることも説明する必要がある。

この個別（自立）支援計画は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」によって、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設の全入所児童の個別（自立）支援計画を策定することが義務付けられている。

主に、子ども本人の課題、家庭（保護者・家族）の課題、地域（保育所・学校等）の課題について、子どもの姿だけからではなくさまざまな専門職や関係者からの情報を収集し、長期的・短期的な目標を設定してその子どもの養育の在り方を総合的に捉えていく。また子どもの課題や支援を考える際、専門職や関係者のみで作成するのではなく、子どもの意見（子どもの権利条約第 12 条及び児童福祉法第 2 条）を十分取り入れて作成することが望ましいとされている。この個別（自立）支援計画に基づいて養育が行われた結果については、およそ作成後半年から 1 年の間に再評価（モニタリング）を行う事になっている。

そのようなことから総合的に子どもの姿を捉えなければならない個別（自立）支援計画を、実習中に学生が作成することには限界があることを実習担当教員は自覚しなければならない。そのため実際に支援計画を閲覧させてもらう、口頭で職員から子どもの支援課題を確認するなどし、立案された支援計画が日々の支援でどのように実践されているのか理解を深めることが重要である。加えて子どもの“いま”見えている姿や課題に捕らわれすぎず、様々な角度から子どもを見ようとする努力が大切である。

つぎに、児童養護施設を例に具体的な個別（自立）支援計画作成の手順を示す。

自立支援計画策定の一般的ながれ
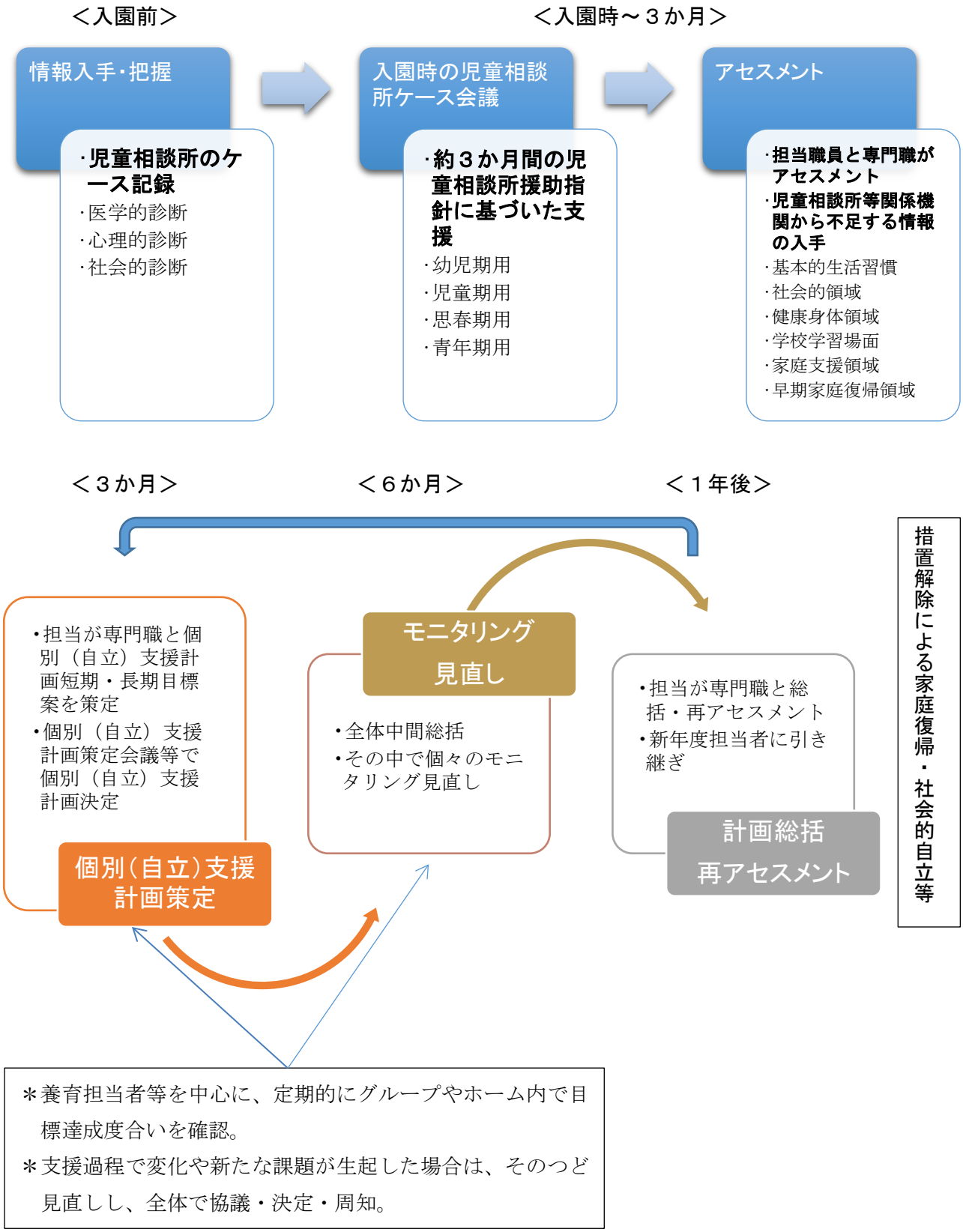
≪児童養護施設を例として≫